（電磁的方法により提出することができる書類等）

第四条　前三条の規定により総務大臣に提出する書類は、記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2　前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、届出者の氏名及び住所並びに届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月二十日）から施行する。

（省令の廃止）

2　次に掲げる省令は、廃止する。

一　有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例（昭和二十八年郵政省令第五十五号）

二　有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例（昭和四十八年郵政省令第四号）

別記第１様式

一般放送の設備設置及び業務開始届

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

有線電気通信設備を設置して、一般放送の業務を行うので、有線電気通信法第３条第１項及び第２項並びに放送法第133条第１項の規定により下記のとおり届け出ます。

注　有線電気通信法第３条第２項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない有線電気通信設備及び有線電気通信法施行規則第２条に掲げる有線電気通信設備にあっては、「第２項並びに」の文字を抹消すること。

記

1　届出者

業務を執行する役員の氏名	資本の額
	千円

注１　資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額にその株式数を乗じたものを記載することとし、その他の法人の場合は、これに準じたものを記載すること。

2　届出者が法人である場合は定款又は寄付行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

2　設置場所

⑴　ヘッドエンド及び主たる演奏所

注１　設置の場所は、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。

2　受信空中線がある場合は、その設置の場所を注１に準じて付記すること。

⑵　線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

注　地図に記載すること。

⑶　設備と工作物又は道路との関係

	設備 付近の工作物		架空電流の支持物	単独柱の架空電線	共独柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考
ア 電線等との隔離距離	電線			m	m			
	強電流電線	低圧	(　) m	(　)	(　)	m	m	
		高圧	(　)	(　)	(　)			
		特別高圧	(　)	(　)	(　)			
	建造物							

	設備 付近の道路及び工作物 関係	架空電線	備考
イ 道路等との関係	道路	m	
	鉄道又は軌道		
	横断歩道橋		
	その他		

注１　アの強電流電線の備考欄には、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。

2　電車線に接近又は交差する場合は、アの強電流電線の欄の括弧内に記載すること。また、備考欄には、注１の要領で記載すること。

3　イの備考欄には、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。

4　設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるように記載した図等を添付すること。

3　設備の概要

⑴ 機	ヘッドエンド	種類	台数	備考
	自主放送装置	種類	台数	備考
	中継増幅器	種類	台数	定格出力レベル	備考
				dBμ	